

- 「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン（第一版）」（2025年3月に発行）について、2025年度の多数機同時運航の実証等を踏まえて第二版に改訂。
- 第一版では同時運航機数を5機までに限定していたが、機体数の段階的な増加に伴うリスクへの対策の有効性等に関する検証の実施を前提に、第二版では機数の上限を廃止。

## 改訂概要

### 第一版

### 第二版

#### 対象

○レベル3又は3.5飛行※1で実施する**1対5（操縦者1人に対して5機※2）**までの運航

- ※1: レベル1、2飛行で行われるドローンショーは対象外
- ※2: 人間の目による監視を原則とした上限として設定

○レベル3又は3.5飛行※1,2で実施する運航。  
 ○**機数の上限はないが、第一版と同様、人間の目による監視※3を原則とするため、機体数の段階的な増加に伴うリスクへの対策の有効性等に関する検証が必要**

- ※1: レベル1、2飛行で行われるドローンショーは対象外
- ※2: 飛行経路下の歩行者等の有無を機上カメラで確認しながら飛行させる必要があるレベル3.5飛行については、機体数の増加について運航者において特に慎重な判断が必要
- ※3: 機体の自動・自律化に関する新技術を活用し、人間の目による監視を代替して多数機同時運航を行うことを妨げるものではなく、個別の飛行の許可・承認の取得により実施可能

#### 機体

○自動操縦機能（非常時の操作介入を含む）、機外を監視できるカメラ、フェールセーフ機能の装備 等

○同左

#### 操縦者

○同時運航の機体数の段階的な増加に関する訓練を受けていること  
 ○緊急時の訓練を受けていること 等

○左記に加えて、操縦者や補助者、運航管理担当者等との組織的な連携に関する訓練を受けていること 等

#### 要件

#### 運航管理

○状況把握・判断を容易とする操作・監視画面の配置とすること（ポップアップ機能の導入など） 等

○左記に加えて以下の要件を満たすこと。

- 操縦者や補助者、運航管理担当者等との組織的な連携を前提とした運航手順を定めること
- 不安全事故への対応策を予め定めること。この際、複数の不具合が同時発生することも想定した対応策を定めるとともに、その対応のために必要な体制を構築すること。
- 不安全事故発生時に関係者が運航手順に基づき適切に対応できるよう、予め訓練を行うこと
- 画像の伝送が維持される通信環境の確保のため、予め電波強度等の確認を行うこと 等